

【シンガポール】人種的調和維持法の制定

海外立法情報課 澁谷 由紀

* 2025 年 2 月、多民族国家であるシンガポールの国会において、異なる人種の間での調和を脅かす諸行為に対する法制を一元化する法が可決された。

1 背景と経緯

国民の 75.6%が華人（中国系）、15.1%がマレー系、7.6%がインド系、0.8%がその他の民族集団であり¹、民族集団間の対立が国家形成に大きな影響を与えたシンガポールでは、多人種主義を国策としている²。同国では、特定の人種に対する差別的立法の防止を目的として、「少数者の権利のための大統領諮問会議」が設置されており、国会選挙において、人種構成に応じた候補者から構成されるグループを被選挙グループとする選挙区が導入されている³。

2025 年 2 月 4 日、「人種的調和の維持を規定し、人種的及び宗教的調和のための大統領評議会を設立し、並びにその他の関連法を改正する法」（略称「人種的調和維持法」、以下「同法」）⁴が国会で可決され、同月 26 日に大統領によって裁可された（2025 年 9 月 8 日現在、未施行）。同法は全 54 か条及び附則から成る。これまで、1871 年刑法典で異なる人種の間での調和を脅かす諸行為が法的措置の対象とされ⁵、1990 年宗教的調和維持法⁶で異なる宗教の信者間の調和及び政教分離が図られてきた⁷。同法制定に伴い、人種間の調和を脅かす諸行為に対する法制が一元化された⁸。また、人種間及び宗教間の調和を所掌する大統領評議会が設置された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 9 月 8 日である。

¹ “Singapore citizens by age group, ethnic group and sex, at end June.” Singapore Department of Statistics website <<https://tablebuilder.singstat.gov.sg/table/TS/M810671>>（2024 年）による。シンガポールの居住者には、国民（2024 年時点で約 364 万人）のほか、永住権者（同約 54 万人）、長期滞在の外国人（同約 186 万人）がいる。“Indicators on population.” Singapore Department of Statistics website <<https://tablebuilder.singstat.gov.sg/table/TS/M810001>>

² 国民はリネージ（親族集団）に基づき、自らの人種（race）を国に登録する。登録された人種は 200 種類以上ある。政府はこれらを「中国系（C）」、「マレー系（M）」、「インド系（I）」、「その他 O」の 4 集団に分類する CMIO 枠組み（CMIO framework）によって民族統合政策を進めている。“Oral replies to Parliamentary questions on reviewing the Chinese-Malay-Indian-Others (CMIO) race model,” 2025.2.5. Ministry of Home Affairs website <<https://www.mha.gov.sg/mediaroom/media-detail/reviewing-the-chinese-malay-indian-others-cmio-race-model/>>

³ 権香淑「【短信：シンガポール】シンガポール憲法の改正」『外国の立法』No.222, 2004.11, pp.179, 182. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/1000424/1/1>> 組織及び法律の名称の日本語訳は、桑原尚子「シンガポール共和国」鮎京正訓ほか編『アジア憲法集 新版』明石書店, 2021, pp.920-921, 929-934 を参考にした。

⁴ An Act to provide for the maintenance of racial harmony and to establish a Presidential Council for Racial and Religious Harmony. *Government gazette acts supplement*, no.12, 2025.3.7. pp.1-66. <<https://assets.egazette.gov.sg/2025/Legislative%20Supplements/Acts%20Supplement/12.pdf>>

⁵ 1871 年刑法典には、人種的又は宗教的集団への敵意を要因とする犯罪は刑罰を 2 倍に加重する規定（第 74 条第 1 項）、故意に他人の人種的感情を傷つける発言等を行った者は、3 年以下の禁錮刑若しくは罰金刑又はそれらの併科に処せられる規定（第 298 条）、人種を基礎とする異なる集団の間での敵意を助長した者等は、3 年以下の禁錮刑若しくは罰金刑又はそれらの併科に処せられる規定（第 298A 条）がある。Penal Code 1871. <<https://sso.agc.gov.sg/act/pc1871>> 同法第 52 条により、1871 年刑法典第 298 条及び第 298A 条は廃止される。

⁶ Maintenance of Religious Harmony Act 1990. <<https://sso.agc.gov.sg/Act/MRHA1990>> 法律名和訳は略称である。シンガポールの施行済法律の原文は Singapore Statutes Online <<https://sso.agc.gov.sg/>> から参照した。以下同じ。

⁷ Jean Lim, “Maintenance of Religious Harmony Bill,” 2023.10. National Library Board website <<https://www.nlb.gov.sg/main/article-detail?cmsuud=3edc3e5f-7333-4ae9-ba2d-7c355c4a1cee>>

⁸ なお、同法は、外国人及び新規国籍所得者の社会統合を目的とした法ではない。“Second reading of the Maintenance of Racial Harmony Bill and the Constitution (Amendment) Bill: Wrap-up speech by Mr K Shanmugam, Minister for Home Affairs and Minister for Law,” 2025.2.4. Ministry of Home Affairs website <<https://www.mha.gov.sg/mediaroom/media-detail/second-reading-of-the-maintenance-of-racial-harmony-bill-and-the-constitution-amendment-bill/>>

2 人種的調和維持法の主な内容

(1) 「人種的及び宗教的調和のための大統領評議会」の設置

1990年宗教的調和維持法の規定に従い設立された「宗教的調和のための大統領評議会」を拡大改組し、「人種的及び宗教的調和のための大統領評議会」を設置する⁹（第3条）。

(2) 人種間に敵対感情等を引き起こす行為等への対応

異なる人種間に敵対感情等を引き起こす行為又はそれらの行為を扇動する行為が予見又はなされた場合、内務大臣は、①特定の主題等に関する口頭又は文書による表明の禁止、②特定の情報や資料等の伝達又は配布の禁止、③出版物の印刷等の禁止、④特定の情報や資料等の利用可能性停止等を内容とする、「人種的コンテンツ停止命令」（racial content restraining order）を発令することができる（第8条）。

(3) 人種の利益促進等を目的とする事業体の外国の影響からの保護

いずれかの人種の利益促進等を目的とする事業体¹⁰を指定する（第15条）。指定事業体は、①外国人等からの寄附受入れ（第18条）、②国民又は永住権者以外の個人、外国の団体又は政府等との提携（第12条、第19条）、③定款及び管理機関¹¹の構成員等の変更（第20条）に際し、報告の義務を負う。指定事業体の責任役員¹²は、国民又は永住権者に限定される（第24条）。

(4) 人種に関する犯罪に対する罰則の強化

人種に関する信念により、個人若しくは集団に対し暴力を行うよう他人を扇動した者又は人種等によって集団を区別し、当該集団に対し暴力を行うよう他人を扇動した者は、罰金刑若しくは10年以下の禁錮刑又はそれらの併科に処せられる（第39条）。人種によって区別される集団に対し敵意等を扇動した者又は人種若しくはその他の特徴に基づき、他人を侮辱、中傷、蔑視、脅迫若しくは虐待した者は、罰金刑若しくは5年以下の禁錮刑又はそれらの併科に処せられる（第40条第1項及び第2項）。ただし、私的な若しくは家庭内の行為又は誠実に問題点を指摘した行為については、抗弁できる（第40条第5項及び第6項）¹³。

(5) コミュニティ修復プログラムの導入

検察官が個人に対して起訴するか否かを決定する際には、内務大臣が設立したコミュニティ修復プログラムの修了の有無が考慮される（第41条）¹⁴。

⁹ 「宗教的調和のための大統領評議会」は、宗教に関する案件のみ扱う。「人種的及び宗教的調和のための大統領評議会」は、宗教又は人種に関する案件を扱い、①内務大臣又は議会が付託した案件の検討及び報告、②同法又は1990年宗教的調和維持法に基づく停止命令（restraining order）の検討及び大統領への勧告を行う（第4条）。これらの評議会の機能と委員任命プロセスは同じであるが、前者よりも後者の委員数が多い。“First reading of the Maintenance of Racial Harmony Bill and Constitution of the Republic of Singapore (Amendment) Bill,” 2025.1.7. Ministry of Home Affairs website <https://www.mha.gov.sg/docs/default-source/media-room-doc/annex-a-legislation-which-the-maintenance-of-racial-harmony-bill-ported-or-took-reference-from.pdf?sfvrsn=834070bd_1>

¹⁰ 事業体とは、協同組合、会社、互助会、協会、個人事業主、労働組合及び任意団体等をいう（第11条第2項）。

¹¹ 会社の場合は取締役会、協会の場合は会長、書記及び委員等をいう（第11条第3項及び第5項）。管理機関の議席の半数以上は、シンガポール国民が保有しなくてはならない（第23条第1項）。

¹² 会社の場合は取締役会の議長、最高経営責任者及び会社秘書役（company secretary）等、協会の場合は会長、書記及び会計等をいう（第11条第3項及び第5項）。

¹³ 本法に対して学生団体等は、政府が言論統制等に利用する可能性があるとして懸念を表明している。Singaporean Campaign for the Academic Boycott of Israel and Students for Palestine, “Students stand against the Maintenance of Racial Harmony Bill,” 2024.6.7. The Online Citizen website <<https://www.theonlinecitizen.com/2024/06/07/students-stand-against-the-maintenance-of-racial-harmony-bill/>>

¹⁴ 本プログラムは、行為者に学習の機会を与えること及びコミュニティ間の緊張を緩和すること等を目的としたもので、ボランティア活動等を内容とする。暴力の扇動等の深刻な行為を行った者に対して、本プログラムは提供されない。“Second reading of the Maintenance of Racial Harmony Bill and the Constitution (Amendment) Bill: Wrap-up speech by Mr K Shanmugam, Minister for Home Affairs and Minister for Law,” *op.cit.*(8)